重要事項説明書

<訪問看護>

利用者: 様

事業所:訪問看護ステーションあるえ



1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5856-7737

(月曜日から土曜日までの午前9時~午後6時)

FAX 0 3 - 5 8 3 1 - 6 7 1 8

緊急連絡先 080-5686-5621

担 当 管理者 大瀧 幸子

*ご不明な点は何でもご相談下さい。

2. 株式会社 有絵 訪問看護ステーションあるえ概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	株式会社 有絵 訪問看護ステーションあるえ
所 在 地	〒121-0072 東京都足立区保塚町15-19
介護保険指定番号	訪問看護 (東京都 1362191247)
サービス提供実施地域	足立区、草加市の一部、八潮市の一部、葛飾区の一部

[※] 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 営業時間

月~日曜日	午前9時~午後6時
国民の祝日を含む	

(3) 職員体制(令和6年5月現在)

従業者の職種		人数(人)	区分		
	此未有 V/城(里		常勤(人)	非常勤(人)	
	管理者	1	1	0	
訪問看護員	正看護師	4	3	1	
	准看護師	0	0	0	
護員	理学療法士	0	0	0	
	作業療法士	0	0	0	
事務職員等		1	1	0	

3. 訪問看護サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送ることができるように、主治医の指示により当訪問

看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を 行います。

<サービス内容>

- 全身状態の観察
- ・ターミナルケア、医療機器(カテーテル等)の管理
- ・褥瘡(床ずれ)の予防、処置
- ・入浴、清拭等の清潔ケア
- リハビリテーション指導

その他、IVH、胃瘻(ろう)、膀胱留置カテーテル、在宅酸素等に関する管理と指導を行っています。緊急時の訪問も対応しています。主治医の先生方と連携を取りながら、癌末期の方やターミナル期の方の訪問もさせていただいております。

4. 料金

(1) 介護保険:利用料金は別紙添付参照

(2) 医療保険:利用料金は別紙添付参照

(3) 保険対象外サービス

保険対象外のサービス利用料金は、全額利用者の負担になります。

・ 死後の処置

27,500円(税込)

(4) キャンセル料金

利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。

① 利用日の前日、午後5時までに連絡いただいた場合	無料
② 利用日の前日、午後5時までに連絡がなかった場合	サービス利用料の自己負担分 100%

一キャンセル連絡先 一

事業所名:	訪問看護ステーションあるえ	電 話:	0 3-5 8 5 6 - 7 7 3 7
担当者:	管理者 大瀧 幸子	受付時間:	午前9時~午後5時

(5) 謄写・閲覧手数料

記録等の閲覧等をご希望の方はご相談ください。事業者の定める要件にて閲覧等していただくことが可能です。

(6) 支払い方法

<集金代行サービス>

当月の請求明細書を翌月20日までに発行し、毎月27日に登録された金融機関の口座から自動引き落としさせて頂きます。(ただし、土日祝日の場合は翌営業日になります。) お支払いいただきますと、領収書を発行し、送付します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認 定された場合。※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・事業者が破産した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ 事業者からの解除

・利用者が、サービス利用料金の支払を3カ月以上遅延し、料金を支払うように催告した にもかかわらず14日以内に支払われない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中 止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、1カ月以上にわた ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、利用者またはご家 族などが事業所の従事者に対して本契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為(暴 力・暴言・いやがらせ・自己負担金の長期滞納)を行った場合、自傷他害のおそれがあ る場合は、文書で通知することで、直ちに契約を終了させていただく場合がございます。

(3) その他

- ・利用者は、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかに なった場合、速やかに事業所に申告して下さい。
- ・当事業所では、利用者またはそのご家族等からの心付けの受け取りを一切お断りして おります。

6. 事業の目的・運営方針

(1)目的

利用者の心身の状態に応じて、日常生活の維持・向上を図るとともに、生活の質が高められるような、在宅療養生活を営むことができるよう支援します。

(2) 運営方針

利用者の心身の状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。 訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者 個々の主体性を尊重し、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な 訪問看護のサービス提供に努めます。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は事前の打ち合わせにより、ご家族または緊急連絡先、担当介護支援専門員へ連絡するともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	医師名	
	住所	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

8. サービス内容に関する苦情等の窓口

介護保険の苦情や相談に関しては他に、住所地の保険者にもお問い合せ頂けます。

窓口名	住所	受付日		
\□ □ □ □	連絡先	受付時間		
訪問看護ステーションあるえ	東京都足立区保塚町15-19 03-5856-7737	月曜日~日曜日 午前9時~午後6時		

1. 介護保険全般に関するお問い合わせ

足立区役所 介護保険課事業所指導係 連絡先 03-3880-5111 (代表)

草加市役所 長寿・介護福祉課 連絡先 048-922-0151 (代表)

八潮市役所 ふれあい福祉部長寿介護課 連絡先 048-996-2111 (代表)

葛飾区役所 介護保険課 連絡先 03-3695-1111 (代表)

※上記は全て、受付時間 午前8時30分~午後5時(土日祝除く)

※保険者毎に取り扱いが異なりますので、ご相談ください。

2・介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて

東京都・福祉サービス運営適正化委員会

連絡先の3-5283-7020 受付時間 午前9時~午後5時(土日祝除く)

埼玉県・福祉サービス運営適正化委員会

連絡先 048-822-1243 受付時間 午前9時~午後4時(土日祝除く)

3・介護保険サービスの苦情について

足立区基幹地域包括支援センター 連絡先 03-5681-3373

東京都国民健康保険団体連合会

連絡先 03-6238-0177 受付日時 午前9時~午後5時(土日祝除く)

埼玉県国民健康保険団体連合会

連絡先 048-824-2568 受付日時 午前8時30分~午後5時(土日祝除)

9. 事業者および事業所概要

【事業者】

名 称 株式会社 有絵

代表者役職・氏名 代表取締役 瀧口 絵莉

設 立 平成 22年 2月 22日

住 所 〒121-0061東京都足立区花畑1-7-1-203

【事業所】

名 称 訪問看護ステーションあるえ

管理者 大瀧 幸子

設立 令和6年 5月 1日

住 所 〒121-0072 東京都足立区保塚町15-19

【 関連機関 】

<居宅介護支援> ケアマネジメントあるえ

<訪問介護> ヘルパーステーションあやとりコート店

<訪問マッサージ> 訪問マッサージあるえ

年	月	日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項 を説明しました。

【事	業	所】								
(名	称)		訪問看護ス	テーショ	ン あるえ	印				
(住	所)		〒121−	0072	東京都足立	区保塚町	15 - 1	9		
(説明	月者)		<u>氏名</u>				<u>印</u>			
私は、	契約	的書おり	よび本書面によ	り、事業	者からサーヒ	ごスにつレ	いての重要	事項の診	色明を受け	ました
利用者	台	<u>住</u>	所							
			名				印			
(署名	3代理	里者)								
		<u>住</u>	所							
		氏_	名				即			
		続	柄		署名代理理由	3: 身体	的理由	認知	的理由	
						その他	Ţ ()
							<u>-</u>			· <u></u>

- ※署名代理者は、原則として以下の順で指定することとします。
- ①同居の家族
- ②同居の家族がいない場合は、生計を一にしている親族
- ③同居していない親族
- ④利用者が指定する者
- ⑤当事業所が指定する者